

<四銀> 定額自動送金サービス規定

1. 定額自動送金サービス契約の成立

当行は、申込者本人（以下「利用者」という）から<四銀>定額自動送金サービス依頼書（以下「依頼書」という）の提出を受け、当行がこれを承諾したときに定額自動送金サービス（以下「本サービス」という）に係る契約が成立するものとしします。

2. 定額自動送金サービスの取扱い

当行は本サービスのお取扱いにあたって、依頼書の記載内容に従い、振込指定日に指定預金口座から振込金額、取扱手数料および振込手数料を引落のうえ、受取人あてに振込します。

3. 振込金と手数料の引落とし

- (1) 振込金額、取扱手数料および振込手数料は、原則振込の都度、指定預金口座から引落します。
- (2) 指定預金口座からの引落にあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および普通預金請求書を不要とします。
- (3) 引落の都度、利用者への通知および受取書の発行は行わないものとしします。
- (4) 金融情勢その他諸般の状況の変化等により取扱手数料および振込手数料を改定することがあります。その際、改定日以降は改定後の手数料を適用するものとしします。

4. 指定預金口座の残高不足時の取扱い

振込指定日当日の午後3時までに指定預金口座の残高が払出金額に満たないため、振込金または手数料の引落ができないときは、その日の振込は取り止めるものとし、その際、利用者に対して特段の連絡は行わないものとしします。

5. 振込不能時の取扱い

振込先口座への入金ができない場合、その旨を利用者の当行届出の連絡先に通知します。
なお、当行所定の一定期間、連絡がつかない場合、引落指定預金口座に振込資金を返却します。

6. 解約

- (1) 本契約は依頼書に記載された契約終了年月の振込日をもって終了します。
- (2) この契約を解約するときは、利用者から事前に当行所定の書面により届出てください。
- (3) 利用者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、利用者に事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとしします。
 - ① 住所変更を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明になったとき
 - ② 振込先口座が解約済等の事由により振込できない場合など、取扱いの継続に疑義が生じたとき
 - ③ その他、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が発生したとき

7. 免責事項

本サービスの取扱いについて、かりに紛議が生じても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、振込規定の他、該当する規定により取扱います。

9. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとしします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

以上

2021年1月4日現在

